

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令義務付け請求事件

原告 134名

被告 国

参加人 関西電力株式会社

証拠説明書(25)

令和元年9月26日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人

竹野下 喜彦 

被告指定代理人

坂本 康博 

櫻野 一穂 

益子 元暢 

細川 全 

加藤 友見 

藤田 圭祐 

水野 健太 

河村 肇 

略語は準備書面の例による。

| 号 証 | 標 目 (作成者等) | 原 作 成 ・ 写 年 月 日 | 立 証 趣 旨 |
|---------|---------------------------------------|-----------------------------------|---|
| 乙第179号証 | 原子力発電所の火山影響評価ガイドの制定について (原子力規制委員会) | 写 H25. 6. 19 H29. 11. 29 改正 | 火山ガイドの内容 |
| 乙第180号証 | 日本の地形 (抜粋) (貝塚爽平著) | 写 S52. 3. 24 | 日本列島が、海洋プレートが大陸プレートに沈み込む際の大陸プレート側の土地の隆起によるの高まり (弧) が島列をなした島弧によって形成されていること |
| 乙第181号証 | Q&A火山噴火127の疑問 (抜粋) (日本火山学会) | 写 H27. 9. 20 | 日本列島の火山が、プレートの沈み込みによって島弧に沿うように形成された島弧型火山であること等 |
| 乙第182号証 | 火山とマグマ (抜粋) (兼岡一郎ほか) | 写 H9. 3. 10 | 同上 |
| 乙第183号証 | もういちど読む数研の高校地学 (抜粋) (数研出版編集部) | 写 H28. 6. 1 | 火山噴出物の内容等 |
| 乙第184号証 | 現代地球科学入門シリーズ 7火山学 (抜粋) (吉田武義ほか) | 写 H29. 5. 25 | 火山噴出物の内容、巨大噴火は一般に粘性が高い珪長質マグマによるものであり、珪長質マグマは噴火した際にプリ |

| | | | | |
|---------------|--|---|------------|---------------------------|
| | | | | ニ一式噴火を引き起こすとされていること等 |
| 乙第185号証 | 降下火砕物と等層厚線図の書き方 (産業技術総合研究所 及川輝樹) | 写 | H30. 8. 24 | 火山噴出物の内容等 |
| 乙第186号証 | 現代地球科学入門シリーズ 16 岩石学 (抜粋) (榎並正樹) | 写 | H25. 9. 15 | 同上 |
| 乙第187号証 の1 | I A E A S a f e t y S t a n d a r d s (N o . S S G - 2 1) (I A E A) | 写 | H24. 10 | I A E A ・ S S G - 2 1 の内容 |
| 乙第187号証 の2 | 乙第187号証の1の訳文 (原子力規制委員会) | 写 | | 同上 |
| 乙第188号証 | 中部九州阿蘇火山におけるマグマ供給系の変遷：岩石・地球化学的研究による制約 (抜粋) (福井大学准教授 三好雅也) | 写 | H30. 8. 24 | 岩石学的調査手法の内容 |
| 乙第189号証 | 地震波トモグラフィーによる始良カルデラ周辺の地震波速度構造調査結果及び始良カルデラの状態について | 写 | H30. 2. 16 | 地震波トモグラフィーの内容 |

| | | | | |
|---------------|---|---|-----------------|--|
| | (抜粋) (京都大学教授 井口正人) | | | |
| 乙第190号証 の1 | 電磁探査(産業技術総合研 究所のホームページから出 力したもの) (産業技術総合研究所) | 写 | R1. 5. 20 出力 | 電磁探査の内容 |
| 乙第190号証 の2 | 高密度電気・電磁探査法に よる比抵抗構造の調査と解 釈に関する研究(抜粋) (京都大学工学部 高倉伸 一) | 写 | H16 | MT法の内容 |
| 乙第191号証 | 測地学的手法による火山活 動の観測について(抜粋) (京都大学教授 大倉敬宏) | 写 | H29. 11. 1 | 地殻変動に基づくマグマ溜ま りの状態の推定方法 |
| 乙第192号証 | 火山ガスと噴火メカニズム について (産業技術総合研究所主任 研究員 斎藤元治) | 写 | H30. 3. 28 | 地球化学的調査手法の内容 |
| 乙第193号証 | 先端技術の行政法理(抜粋) (高橋滋) | 写 | H10. 6. 22 | 原子炉等規制法43条の3の 6第1項4号が「災害の防止 上支障がない」ことを要求し ているが、これは、各種の安 全対策により災害の発生確率 が社会的に許容されている程 度に減縮されていることが求 められていることを意味して |

| | | | | |
|---------------|---|---|-------------------|---|
| | | | | いるのであって、安全か否かの図式的な二者択一が問題となっているものではないこと |
| 乙第194号証 | 国際原子力機関(IAEA)の概要(外務省のホームページから出力したもの) (外務省) | 写 | R1. 7. 19 出力 | IAEAの概要 |
| 乙第195号証 | 原子力発電所火山影響評価技術指針 (社団法人日本電気協会) | 写 | H21. 10. 30 | 原子力発電所火山影響評価技術指針の内容 |
| 乙第196号証 の1 | 火山に関する規制基準検討会(第1回)議事要旨(原子力規制委員会のホームページから出力したもの) (JNES) | 写 | H28. 12. 6 出力 | JNESが、火山ガイドの策定に当たり、外部有識者から意見を聴取したこと |
| 乙第196号証 の2 | 火山に関する規制基準検討会委員名簿(原子力規制委員会のホームページから出力したもの) (JNES) | 写 | H28. 12. 6 出力 | 同上 |
| 乙第197号証 | JNES概要(原子力規制委員会のホームページから出力したもの) (JNES) | 写 | H28. 12. 12 出力 | JNESの概要 |
| 乙第198号証 | 原子力安全・保安院政策史 (抜粋) | 写 | H28. 3. 31 | 同上 |

| | | | | |
|---------------|--|---|------------------|--|
| | (橘川武郎ほか) | | | |
| 乙第199号証 の1 | 発電用軽水型原子炉の新規 制基準に関する検討チーム 第20回会合 (原子力規制委員会) | 写 | H25. 3. 28 | 原子力規制委員会が、原子炉 施設等基準検討チームにおい て、外部有識者から火山ガイ ドに関する意見を聞くなどし て審議を行ったこと等 |
| 乙第199号証 の2 | 原子力発電所の火山影響に 関する考え方 (中田教授) | 写 | H25. 3. 28 | 火山ガイドにおける「火山活 動の可能性評価」は、噴火の 時期、規模等を的確に推定す ることを意味する「噴火予測」 等とは異なる概念であること |
| 乙第200号証 の1 | 原子力規制委員会設置法の 一部の施行に伴う関係規則 の整備等に関する規則(案) 等に関連する内規に対する 意見募集について(原子力 規制委員会のホームページ から出力したもの) (原子力規制委員会) | 写 | H28. 12. 6 出力 | 原子力規制委員会が、行政手 続法に基づく意見公募手続を 経た上で、火山ガイドを策定 したこと |
| 乙第200号証 の2 | 新規制基準に関連する評価 ガイド(設計基準関係)に 対する御意見への考え方 (抜粋) (原子力規制委員会) | 写 | H25. 6 | 同上 |
| 乙第201号証 | 規制基準等の見直しに係る 課題と対応について(案) | 写 | H28. 11. 22 | 原子力規制委員会及び原子力 規制庁が、最新の科学的・技 |

| | | | | |
|---------------|---|---|-------------|---|
| | (原子力規制庁) | | | 術的知見等を、随時、規制基準等の規制に反映させており、火山ガイドについても、最新の火山学上の知見を新たな規制に取り込むこととしていること |
| 乙第202号証 | 平成29年度行政事業レビューシート (原子力規制委員会) | 写 | H29. 9. 7 | 原子力規制委員会が、火山影響評価に係る技術的知見を拡充し、得られた技術的知見を原子力発電所の火山ガイドや審査に反映するための研究を独自に行っていること |
| 乙第203号証 | 降下火砕物の影響評価に関する検討チーム第1回会合 (原子力規制委員会) | 写 | H29. 3. 29 | 降下火砕物の規制に関する規則等の改正の際に、外部専門家が参加する検討チームが立ち上げられたこと |
| 乙第204号証 | 降下火砕物の影響評価に関する検討チーム第2回会合 (原子力規制委員会) | 写 | H29. 5. 15 | 同上 |
| 乙第205号証 | 降下火砕物の影響評価に関する検討チーム第3回会合 (原子力規制委員会) | 写 | H29. 6. 22 | 同上 |
| 乙第206号証 の1 | 山口県内に分布する更新世後期～完新世広域火山灰 (その1) 阿蘇4火砕流堆積物 (Aso-4火砕流) | 写 | H13. 12. 13 | 日本国内の最大規模の噴火である阿蘇4噴火において、火砕物密度流が到達した距離 |

| | | | | |
|---------------|---|---|------------|---|
| | (松尾征二) | | | |
| 乙第206号証 の2 | 阿蘇4火山灰—分布の広域 性と後期更新世示標層とし ての意義— (抜粋) (町田洋ほか) | 写 | S60. 6. 15 | 同上 |
| 乙第206号証 の3 | 新版地学事典 (抜粋) (地学団体研究会) | 写 | H24. 11. 1 | 日本国内の最大規模の噴火で ある阿蘇4噴火において、火 砕物密度流が到達した距離が 160キロメートルであると 考えられていること |
| 乙第207号証 | 島弧火山の寿命に対応する マントルダイアピールの大 きさ (抜粋) (東宮昭彦) | 写 | H3. 1. 30 | 日本国内の火山(島弧型火山) の活動期間が数十万年程度か ら100万年程度であると考 えられていること |